

令和5年5月9日

令和5年広島県議会5月臨時会議案（その1）

広島県

令和五年広島県議会五月臨時会議案目次（その一）

報第 七号 広島県税条例の一部改正について……………	一
報第 八号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例 等の一部改正について……………	三二

報第七号

広島県税条例の一部改正について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、次のとおり専決処分をしたから、同条第三項の規定により報告し、県議会の承認を求めらる。

令和五年五月九日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 専決処分の内容

広島県税条例の一部を改正する条例

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務） 第五十四条（略）</p> <p>2 前項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第七十二条の四十九の十二第六項若しくは第七項（第九項、第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第十四項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の三月十五日までに、地方税法施行規則第六条の七に定める申告書を知事に提出することができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（環境性能割の税率） 第百十四条の二（略）</p> <p>一（略） イ（略）</p> <p>(2)(1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第九条に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条に</p>	<p>（個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務） 第五十四条（略）</p> <p>2 前項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第七十二条の四十九の十二第六項、第七項又は第十項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の三月十五日までに、地方税法施行規則第六条の七に定める申告書を知事に提出することができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（環境性能割の税率） 第百十四条の二（略）</p> <p>一（略） イ（略）</p> <p>(2)(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第九条に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネ</p>

において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) (略)

ローへ (略)

二・三 (略)

2-5 (略)

附則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十条の二 昭和六十三年年度から令和八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第十一条及び附則第十一条の三の二第二項において同じ)の譲渡(同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第十一条及び附則第十一条の三の二第二項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき地方税法施行規則附則第十三条の三第一項の規定による証明がされたものをいう)に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得(附則第十条の三の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 (略)

2 前項の規定は、昭和六十三年年度から令和八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間(令附則第十七条の

ルギー消費効率」という。)に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) (略)

ローへ (略)

二・三 (略)

2-5 (略)

附則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十条の二 昭和六十三年年度から令和五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第十一条及び附則第十一条の三の二第二項において同じ)の譲渡(同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第十一条及び附則第十一条の三の二第二項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき地方税法施行規則附則第十三条の三第一項の規定による証明がされたものをいう)に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得(附則第十条の三の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 (略)

2 前項の規定は、昭和六十三年年度から令和五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間(令附則第十七条の

第二項に規定するやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第二項又は第三項に規定する日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき地方税法施行規則第十三条の三第二項の規定による証明がされたものをいう。）に該当するときに前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3・4 (略)

(不動産取得税の減額の申請手続等)

第二項に規定するやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第二項又は第三項に規定する日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき地方税法施行規則第十三条の三第二項の規定による証明がされたものをいう。）に該当するときに前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3・4 (略)

(不動産取得税の減額の申請手続等)

第十三条 第六十四条の二の規定は、法附則第十一条の四第一項の規定による不動産取得税の減額について準用する。この場合において、第六十四条の二の二各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七の三第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第一項」と、同条第二号中「取得した不動産の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「取得した施設の所在、家屋番号、構造及び床面積」と、同条第三号中「法第七十三条の二十七の三第一項に規定する当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この条において「被収用不動産等」という。）の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて取得した施設の所在、家屋番号、構造及び床面積」と、同条第四号中「不動産」とあるのは「施設」と、同条第五号中「被収用不動産等を収用され、譲渡し、又は移転補償金」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金の支給」と、同条第六号中「被収用不動産等が固定資産課税台帳に登録されているときは、当該登録に係る価格」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けた額」と読み替えるものとする。

21 第六十五条第一項、第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、法附則第十一条の四第二項の規定による不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第六十五条第一項中「法第七十三条の二十五第一項」とあるのは「法附則第十三条の四第二項」と、法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「同条第一項」と、第六十四条第一号から第三号までに掲げる事項及び住宅

第十三条 第六十四条の規定は、法附則第十一条の四第一項の規定による不動産取得税の減額について準用する。この場合において、第六十四条各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十四第一項から第三項まで」とあるのは「法附則第十一条の四第一項」と、同条第四号中「住宅」とあるのは「高齢者の居住の

の取得予定年月日を記載した申告書に当該土地の上に、当該土地を取得した日（法第七十三条の二十四第四項の規定の適用がある場合には、最初に土地を取得した日とする。）から二年以内に法第七十三条の二十四第一項第一号に規定する住宅を新築すること、一年以内に同条第二項第一号に規定する住宅を取得すること、一年以内に同条第三項本文に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得すること（当該住宅の取得が法第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなる場合に限る。）又は前一年の期間内に法第七十三条の二十四第三項本文に規定する耐震基準不適合既存住宅（当該住宅が法第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなる場合）に限り、また、当該住宅の取得が同項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限り、）を取得していること」とあるのは「法附則第十三条第一項の規定において準用する第六十四条の二の二各号に掲げる事項を記載した申告書に、当該施設をその取得の日から引き続き三年以上事業の用に供すること」と、第六十六条中「法第七十三条の二十五第一項、第七十三条の二十七の二第二項、第七十三条の二十七の三第二項、第七十三条の二十七の四第二項（法第七十三条の二十七の五第二項及び第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）又は第七十三条の二十七の六第二項」とあるのは「法附則第十一条の四第二項」と、法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項、第七十三条の二十七の三第一項、第七十三条の二十七の四第一項、第七十三条の五第一項、第七十三条の二十七の六第一項又は第七十三条の二十七の七第一項」とあるのは「同条第一項」と、第六十七条第一項各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七第一項（法第七十三条の二十七の二第三項、法第七十三条の二十七の三第三項及び第七十三条の二十七の六第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法附則第十一条の四第二項」と、同項第一号中「第六十四条各号、第六十四条の二各号、第六十四条の二の二各号又は第六十四条の三第三項各号」とあるのは「附則第十三条第一項において準用する第六十四条の二の二各号」と読み替えるものとする。

3 | 第六十四条の規定は、法附則第十一条の四第三項の規定による不動産取得税の減額について準用する。この場合において、第六十四条各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十四第一項から第三項まで」とあるのは「法附則第十一条の四第三項」と、同条第四号中「住宅」とあるのは「高齢者の居住の安定確

安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五十五条第一項に規定するサービスピ付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）と読み替えるものとする。

2| 第六十四条の二の二の規定は、法附則第十一条の四第二項の規定による不動産取得税の減額について準用する。この場合において、第六十四条の二の二各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七の三第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第二項」と、同条第二号中「不動産の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「改修工事対象住宅（法附則第十一条の四第二項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下同じ。）の所在、家屋番号、構造及び面積」と、同条第三号中「法第七十三条の二十七の三第一項に規定する当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この条において「被収用不動産等」という。）の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「前号の住宅が新築された年月日」と、同条第四号中「不動産」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同条第五号中「被収用不動産等を収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた」とあるのは「第二号の改修工事対象住宅について、改修工事（令附則第九条の三第一項に規定する改修工事をいう。以下同じ。）を行った」と、同条第六号中「被収用不動産等が固定資産課税台帳に登録されているときは、当該登録に係る価格」とあるのは「個人に住宅性能向上改修住宅（法附則第十一条の四第二項に規定する住宅性能向上改修住宅をいう。以下同じ。）を譲渡した年月日、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供した年月日及び当該個人の氏名」と読み替えるものとする。

3| 第六十五条第一項、第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、法附則第十一条の四第三項の規定による不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第六十五条第一項中「法第七十三条の二十五第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第三項」と、「法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「同条第二項」と、「第六十四条第一号から第三号までに掲げる事項及び住宅の取得予定年月日を記載した申告書に当該土地の上に、当該土地を取得した日（法第七十三条の二十四第四項の規定の適用がある場合には、最初に土地を取得した日とする。）から二年以内に法第七十三条の二十四第一項第一号に規定する住宅を新築すること、一年以

保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五十五条第一項に規定するサービスピ付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）と読み替えるものとする。

4| 第六十四条の二の二の規定は、法附則第十一条の四第四項の規定による不動産取得税の減額について準用する。この場合において、第六十四条の二の二各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七の三第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第四項」と、同条第二号中「不動産の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「改修工事対象住宅（法附則第十一条の四第四項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下同じ。）の所在、家屋番号、構造及び面積」と、同条第三号中「法第七十三条の二十七の三第一項に規定する当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この条において「被収用不動産等」という。）の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「前号の住宅が新築された年月日」と、同条第四号中「不動産」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同条第五号中「被収用不動産等を収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた」とあるのは「第二号の改修工事対象住宅について、改修工事（令附則第九条の三第一項に規定する改修工事をいう。以下同じ。）を行った」と、同条第六号中「被収用不動産等が固定資産課税台帳に登録されているときは、当該登録に係る価格」とあるのは「個人に住宅性能向上改修住宅（法附則第十一条の四第四項に規定する住宅性能向上改修住宅をいう。以下同じ。）を譲渡した年月日、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供した年月日及び当該個人の氏名」と読み替えるものとする。

5| 第六十五条第一項、第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、法附則第十一条の四第五項の規定による不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第六十五条第一項中「法第七十三条の二十五第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第五項」と、「法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「同条第四項」と、「第六十四条第一号から第三号までに掲げる事項及び住宅の取得予定年月日を記載した申告書に当該土地の上に、当該土地を取得した日（法第七十三条の二十四第四項の規定の適用がある場合には、最初に土地を取得した日とする。）から二年以内に法第七十三条の二十四第一項第一号に規定する住宅を新築すること、一年以

内に同条第二項第一号に規定する住宅を取得すること、一年以内に同条第三項本文に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得すること（当該住宅の取得が法第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなる場合に限る。）又は前一年の期間内に法第七十三条の二十四第三項本文に規定する耐震基準不適合既存住宅（当該住宅が法第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなる場合に限り、また、当該住宅の取得が同項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）を取得していること」とあるのは「附則第十三条第二項の規定において準用する第六十四条の二の二第一号から第四号までに掲げる事項及び住宅性能向上改修住宅の譲渡予定年月日を記載した申告書に、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）が、改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について改修工事を行った後、個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供すること」と、「当該土地の取得」とあるのは「当該改修工事対象住宅の取得」と、第六十六条中「法第七十三条の二十五第一項、第七十三条の二十七の二第二項、第七十三条の二十七の三第二項、第七十三条の二十七の四第二項（法第七十三条の二十七の五第二項及び第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）又は第七十三条の二十七の六第二項」とあるのは「法附則第十四条の四第三項」と、「法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項、第七十三条の二十七の二第一項、第七十三条の二十七の三第一項、第七十三条の二十七の四第一項、第七十三条の二十七の五第一項、第七十三条の二十七の六第一項又は第七十三条の二十七の七第一項」とあるのは「同条第二項」と、第六十七条第一項各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七第一項（法第七十三条の二十七の二第三項、法第七十三条の二十七の三第三項及び第七十三条の二十七の六第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法附則第十一条の四第三項」と、同項第一号中「第六十四条各号、第六十四条の二各号、第六十四条の二の二各号又は第六十四条の三第三項各号」とあるのは「附則第十三条第二項において準用する第六十四条の二の二各号」と読み替えるものとする。

4| 第六十四条の二の二の規定は、法附則第十一条の四第四項の規定による不動産取得税の減額について準用する。この場合において、第六十四条の二の二各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七の三第一項」とあるの

内に同条第二項第一号に規定する住宅を取得すること、一年以内に同条第三項本文に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得すること（当該住宅の取得が法第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなる場合に限る。）又は前一年の期間内に法第七十三条の二十四第三項本文に規定する耐震基準不適合既存住宅（当該住宅が法第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなる場合に限り、また、当該住宅の取得が同項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）を取得していること」とあるのは「附則第十三条第四項の規定において準用する第六十四条の二の二第一号から第四号までに掲げる事項及び住宅性能向上改修住宅の譲渡予定年月日を記載した申告書に、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）が、改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について改修工事を行った後、個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供すること」と、「当該土地の取得」とあるのは「当該改修工事対象住宅の取得」と、第六十六条中「法第七十三条の二十五第一項、第七十三条の二十七の二第二項、第七十三条の二十七の三第二項、第七十三条の二十七の四第二項（法第七十三条の二十七の五第二項及び第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）又は第七十三条の二十七の六第二項」とあるのは「法附則第十四条の四第五項」と、「法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項、第七十三条の二十七の二第一項、第七十三条の二十七の三第一項、第七十三条の二十七の四第一項、第七十三条の二十七の五第一項、第七十三条の二十七の六第一項又は第七十三条の二十七の七第一項」とあるのは「同条第四項」と、第六十七条第一項各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七第一項（法第七十三条の二十七の二第三項、法第七十三条の二十七の三第三項及び第七十三条の二十七の六第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法附則第十一条の四第五項」と、同項第一号中「第六十四条各号、第六十四条の二各号、第六十四条の二の二各号又は第六十四条の三第三項各号」とあるのは「附則第十三条第四項において準用する第六十四条の二の二各号」と読み替えるものとする。

6| 第六十四条の二の二の規定は、法附則第十一条の四第六項の規定による不動産取得税の減額について準用する。この場合において、第六十四条の二の二各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七の三第一項」とあるの



は「法附則第十一条の四第四項」と、同条第二号中「不動産の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「改修工事対象住宅用地（法附則第十一条の四第四項に規定する改修工事対象住宅用地をいう。以下同じ。）の所在、地番、地目及び面積」と、同条第三号中「法第七十三条の二十七の第三項に規定する当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この条において「被収用不動産等」という。）の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「改修工事対象住宅の所在、家屋番号、構造及び面積」と、同条第四号中「不動産」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、同条第五号中「被収用不動産等を収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた」とあるのは「第三号の改修工事対象住宅について改修工事を行った」と、同条第六号中「被収用不動産等が固定資産課税台帳に登録されているときは、当該登録に係る価格」とあるのは「個人に特定住宅性能向上改修住宅（法附則第十一条の四第四項に規定する特定住宅性能向上改修住宅をいう。以下同じ。）の敷地の用に供する土地を譲渡した年月日、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供した年月日及び当該個人の氏名」と読み替えるものとする。

51 第六十五条第一項、第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、法附則第十一条の四第五項の規定による不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第六十五条第一項中「法第七十三条の二十五第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第五項」と、法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号又は第三項とあるのは「同条第四項」と、「第六十四条第一号から第三号までに掲げる事項及び住宅の取得予定年月日を記載した申告書に当該土地の上に、当該土地を取得した日（法第七十三条の二十四第四項の規定の適用がある場合には、最初に土地を取得した日とする。）から二年以内に法第七十三条の二十四第一項第一号に規定する住宅を新築すること、一年以内同条第二項第一号に規定する住宅を取得すること、一年以内同条第三項本文に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得すること（当該住宅の取得が法第七十三条の二十七の第二項の規定に該当することとなる場合に限る。）又は前一年の期間内に法第七十三条の二十四第三項本文に規定する耐震基準不適合既存住宅（当該住宅が法第七十三条の二十七の第二項の規定に該当することとなる場合に限り、また、当該住宅の取得が同項の規定に該当することとなつた日前に行われたも

は「法附則第十一条の四第六項」と、同条第二号中「不動産の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「改修工事対象住宅用地（法附則第十一条の四第六項に規定する改修工事対象住宅用地をいう。以下同じ。）の所在、地番、地目及び面積」と、同条第三号中「法第七十三条の二十七の第三項に規定する当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この条において「被収用不動産等」という。）の所在、家屋番号又は地番、構造又は地目及び面積」とあるのは「改修工事対象住宅の所在、家屋番号、構造及び面積」と、同条第四号中「不動産」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、同条第五号中「被収用不動産等を収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた」とあるのは「第三号の改修工事対象住宅について改修工事を行った」と、同条第六号中「被収用不動産等が固定資産課税台帳に登録されているときは、当該登録に係る価格」とあるのは「個人に特定住宅性能向上改修住宅（法附則第十一条の四第六項に規定する特定住宅性能向上改修住宅をいう。以下同じ。）の敷地の用に供する土地を譲渡した年月日、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供した年月日及び当該個人の氏名」と読み替えるものとする。

71 第六十五条第一項、第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、法附則第十一条の四第七項の規定による不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第六十五条第一項中「法第七十三条の二十五第一項」とあるのは「法附則第十一条の四第七項」と、法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号又は第三項とあるのは「同条第六項」と、「第六十四条第一号から第三号までに掲げる事項及び住宅の取得予定年月日を記載した申告書に当該土地の上に、当該土地を取得した日（法第七十三条の二十四第四項の規定の適用がある場合には、最初に土地を取得した日とする。）から二年以内に法第七十三条の二十四第一項第一号に規定する住宅を新築すること、一年以内同条第二項第一号に規定する住宅を取得すること、一年以内同条第三項本文に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得すること（当該住宅の取得が法第七十三条の二十七の第二項の規定に該当することとなる場合に限る。）又は前一年の期間内に法第七十三条の二十四第三項本文に規定する耐震基準不適合既存住宅（当該住宅が法第七十三条の二十七の第二項の規定に該当することとなる場合に限り、また、当該住宅の取得が同項の規定に該当することとなつた日前に行われたも

のに限る。)を取得していること」とあるのは「附則第十三条第四項の規定において準用する第六十四条の二の二第一号から第四号に掲げる事項及び特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地の譲渡予定年月日を記載した申告書に、宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について改修工事を行った後、個人に対し特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供すること」と、「当該土地の取得」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地の取得」と、第六十六条中「法第七十三条の二十五第一項、第七十三条の二十七の二第二項、第七十三条の二十七の四第二項、(法第七十三条の二十七の五第二項及び第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。又は第七十三条の二十七の六第二項」とあるのは「法附則第十一条の四第五項」と、「法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項、第七十三条の二十七の二第一項、第七十三条の二十七の三第一項、第七十三条の二十七の四第一項、第七十三条の二十七の五第一項、第七十三条の二十七の六第一項又は第七十三条の二十七の七第一項」とあるのは「同条第四項」と、第六十七条第一項各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七第一項(法第七十三条の二十七の二第三項、法第七十三条の二十七の三第三項及び第七十三条の二十七の六第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法附則第十一条の四第五項」と、同項第一号中「第六十四条各号、第六十四条の二各号、第六十四条の二の二各号又は第六十四条の三第三項各号」とあるのは「附則第十三条第四項において準用する第六十四条の二の二各号」と読み替えるものとする。

(自動車税の環境性能割の非課税)

のに限る。)を取得していること」とあるのは「附則第十三条第六項の規定において準用する第六十四条の二の二第一号から第四号に掲げる事項及び特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地の譲渡予定年月日を記載した申告書に、宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について改修工事を行った後、個人に対し特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供すること」と、「当該土地の取得」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地の取得」と、第六十六条中「法第七十三条の二十五第一項、第七十三条の二十七の二第二項、第七十三条の二十七の四第二項、(法第七十三条の二十七の五第二項及び第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。又は第七十三条の二十七の六第二項」とあるのは「法附則第十一条の四第七項」と、「法第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項、第七十三条の二十七の二第一項、第七十三条の二十七の三第一項、第七十三条の二十七の四第一項、第七十三条の二十七の五第一項、第七十三条の二十七の六第一項又は第七十三条の二十七の七第一項」とあるのは「同条第六項」と、第六十七条第一項各号列記以外の部分中「法第七十三条の二十七第一項(法第七十三条の二十七の二第三項、法第七十三条の二十七の三第三項及び第七十三条の二十七の六第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法附則第十一条の四第七項」と、同項第一号中「第六十四条各号、第六十四条の二各号、第六十四条の二の二各号又は第六十四条の三第三項各号」とあるのは「附則第十三条第六項において準用する第六十四条の二の二各号」と読み替えるものとする。

(自動車税の環境性能割の非課税)

第十八条 第一百十四条の二第一項第一号ロ(同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。又は第二号ロ若しくは第三号ロ(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。))に掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間(附則第十八条の二の二第二項において「特定期間」という。))に行われたときに限り、第一百三十一条の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

21 法第四百九十九条第一項第六号に規定する軽油自動車(以下この条及び附則第十八条の三において「軽油自動車」という。)のうち、

第十八条 第一百十四条の二第一項第三号イ若しくはロ又は第二項第三号イに掲げる軽油自動車(法第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車をいう。附則第十八条の三において同じ。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和四年四月一日から令和五年十二月三十一日までの間に行われたときに限り、第一百十三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)  
第十八条の二の二 (略)

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)  
第十八条の二の五 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営营する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営营する者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(地方税法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。)で最初の第百十三条の二第三項に規定する新規登録(以下この条から附則第十八条の三の二までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から千円を控除して得た額」とする。

31 第一百十四条の二第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準(附則第十八条の三において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)又は同号イ(1)(ii)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準(附則第十八条の三において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合する乗用車(法第百四十九条第一項第六号イ及びロに掲げる乗用車を除く。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第一百十三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

31 第一百十四条の二第一項第三号イ若しくはロ又は第二項第三号イに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第一百十三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)  
第十八条の二の二 (略)

21 自家用の乗用車に対する第百十四条の二第二項(同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)  
第十八条の二の五 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営营する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営营する者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(地方税法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。)で最初の第百十三条の二第三項に規定する新規登録(以下この条から附則第十八条の三の二までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から千円を控除して得た額」とする。

一・二 (略)

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円（乗車定員三十人以上の附則第十八条の二の五第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）附則第二条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので地方税法施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十八条の二の五第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。）を控除して得た額」とする。

一・二 (略)

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一・三 (略)

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超えるトラック（地方税法施行規則附則第四条の十一第十一項に規定する被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技

一・二 (略)

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円（乗車定員三十人以上の附則第十八条の二の五第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）附則第二条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので地方税法施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十八条の二の五第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。）を控除して得た額」とする。

一・二 (略)

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一・三 (略)

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超え二十ト以下のトラック（地方税法施行規則附則第四条の十一第十三項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第三号及び第四号において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る

術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第九項に規定するもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第十項に規定するもの（第六項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第八項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第九項に規定するもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び同法第四十一条第一項の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第九項に規定するもの（次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同法第四十一条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第十項に規定するもの（次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）及び同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第十二項に規定するもの（第六項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第八項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

51 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第十四項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規

定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下の乗用車（地方税法施行規則附則第四条の十一第十五項に規定するものに限る。）又はバス（地方税法施行規則附則第四条の十一第十六項に規定するものに限る。）（次号において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6| 車両総重量が八トンを超えるトラック（地方税法施行規則附則第四条の十一第十八項に規定する被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するものうち、側方衝突警

5| 車両総重量が八トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するものうち、側方衝突警報装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第十二項に規定するもの

に限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

61

乗用車(地方税法施行規則附則第四条の第十四項に規定するものに限る。)、バス(地方税法施行規則附則第四条の第十五項に規定するものに限る。)、又は車両総重量が三・五トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合するものうち、衝突被害軽減制御装置を備えるもの(地方税法施行規則附則第四条の第十三項に規定するものに限る。)、で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第十八条の三 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第一号及び次条第三項において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則第九条の二第一項に規定するものをいう。次項第二号及び次条第三項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で地方税法施行規則附則第五条第二項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の地方税法施行規則第九条の二第五項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので地方税法施行規則第九条の二第六項に規定するものをいう。次項第三号及び次条第三項において同じ。))並びに家用の乗用車(三輪

報装置を備えるもの(地方税法施行規則附則第四条の第十一項に規定するものに限る。))で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第十八条の三 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条及び次条第三項において同じ。))、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則第九条の二第一項に規定するものをいう。以下この条及び次条第三項において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で地方税法施行規則附則第五条第二項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の地方税法施行規則第九条の二第五項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので地方税法施行規則第九条の二第六項に規定するものをいう。次項第三号及び次条第三項において同じ。))並びに家用の乗用車(三輪

の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。)、第百十五条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス、被けん引自動車及び同項第五号ロ(2)に規定する自動車を除く。 )に對する当該各号に定める年度以後の年度の自動車税の種別割に係る第百十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 第百十四条の二第一項第一号に規定するガソリン自動車(次項第四号及び第三項第一号において「ガソリン自動車」という。 )又は同条第一項第二号に規定する石油ガス自動車(次項第五号及び第三項第一号において「石油ガス自動車」という。 )で平成二十五年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの、初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度
- 二 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十七年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの、初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

(略)

の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)、第百十五条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス、被けん引自動車及び同項第五号ロ(2)に規定する自動車を除く。 )に對する当該各号に定める年度以後の年度の自動車税の種別割に係る第百十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 第百十四条の二第一項第一号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。 )又は同項第二号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。 )で平成二十二年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの、初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度
- 二 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十四年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの、初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

(略)

- 21 次に掲げる自動車に對する第百十五条の規定の適用については、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

電気自動車

- 一 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第百十四条の二第一項第一号イ(1)に規定する排出ガス保安基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。 )で地方税法施行規則第五条の二第一項に規定するもの(第五項第二号において「平成三十年天然ガス車基準」という。 )に適合するもの又は道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第三項に規定するもの(以下この号及び第五項第二号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。 )に適合し、かつ、窒素酸化物の



排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの。

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則第九条の二第七項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第百十四条の二第一項第一号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて第百十四条の二第一項第一号イ(2)に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの。

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第百十四条の二第一項第二号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつてエネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの。

六 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車。

第一項第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円

第一項第 二号口		第一項第 二号イ										第一項第 一号口																		
二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万五千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万円	八万七千円	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千円	五万円	四万三千五百円	三万六千円	三万五百円	二万五千円	四万七千七百円	二万七千二百円	二万三千六百円	二万五百円	一万七千九百円	一万五千七百円	四千元
六千五百円	五千五百円	四千元	三千円	二千円	千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千円	四千元	三千円	二千五百円	二千円	二万七千五百円	二万二千円	一万九千円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万千円	九千円	八千円	六千五百円	一万五百円	七千円	六千円	五千五百円	四千五百円	四千元	

第一項第 三号口(2)		第一項第 三号口(1)							第一項第 三号イ(2)							第一項第 三号イ(1)			第一項第 二号ハ(2)		第一項第 二号ハ(1)									
四万千円	三万三千円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二千元	一万五千元	七千五百円	四万五百円	三万五千円	三万円	百円
八千五百円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千円	三千円	一万六千元	一万四千五百円	一万三千円	一万円	九千五百円	八千円	七千円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千円	三千円	五千五百円	三千円	四千元	二千円	一千六百円	九千円	七千五百円		

第二項第 二号	第二項第 一号		第一項第 五号口(3)		第一項第 五号口(2)										第一項第 五号口(1)		第一項第 五号イ(2)		第一項第 五号イ(1)		第一項第 四号																																					
六千三百円	五千二百円	六千三百円	四千七百円	三千七百円	八千円	一万六千円	二万五千五百円	八万八千円	六万九千六百円	六万四百円	五万二千四百円	四万五千六百円	四万円	三万四千八百円	二万八千八百円	二万四千四百円	二万円	一万四千円	六千五百円	一万二千円	一万八千五百円	一万二百円	六千円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	千六百円	千三百円	千六百円	千二百円	千円	二千元	四千元	六千五百円	二万二千円	一万七千五百円	一万五千五百円	一万三千五百円	一万円	九千元	七千五百円	六千五百円	五千元	三千五百円	二千元	三千円	五千円	三千円	千五百円	千五百円	二万円	一万八千五百円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円

八千円

二千円

31 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第百十五條の規定の適用については、当該自動車が発行された日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率が百分の百十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五條の二第五項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率が百分の百十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五條の二第六項に規定するもの

第一項第一号イ	第一項第一号ロ
七千五百円	四千円
八千五百円	四千五百円
九千五百円	五千元
一万三千八百円	七千元
一万五千七百円	八千元
一万七千九百円	九千元
二万五百円	一万五百円
二万三千六百円	一万二千元
二万七千二百円	一万四千元
四万七百元	二万五百円
二万五千元	一万二千五百円
三万五百円	円
三万六千元	一万八千元









定の適用については、当該自動車令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 (略)

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた法第百四十九条第一項第一号イに規定する排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第一項に規定するものに適合するもの又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの

三 (略)

四 ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)(うち、窒素酸化物の排出量が法第百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。))に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。))に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。))に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。))以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの

五 (略)

五 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)(のうち、窒素酸化物の排出量が法第百四十九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。))に定める窒素酸化物の値の

〔)に対する第百十五条の規定の適用については、当該自動車令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。〕

一 (略)

二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第七項に規定するもの

三 (略)

四 ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)(のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第百十四条の二第一項第一号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。))に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの

五 (略)

五 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)(のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の

二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの

六 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、法第四百四十九条第一項第六号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準(次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)又は同条第一項第六号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準(次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの

第一項第一号ロ		第一項第一号イ													
五万七千円	五万円	四万三千五百円	三万六千円	三万五百円	二万五千円	四万七千円	二万七千二百円	二万三千六百円	二万五百円	一万七千九百円	一万五千七百円	九千五百円	一万三千八百円	一万三千八百円	七千五百円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一万四千五百	一万二千五百	一万千	九千	八千	六千五百	一万五百	七千	六千	五千五百	四千五百	四千	二千五百	三千五百	二千	二千

一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの

六 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第十項に規定するもの





五号ロ(2)	二万四千四百円	六千五百円
	二万八千八百円	七千五百円
	三万四千八百円	九千円
	四万円	一万円
	四万五千六百円	一万五千五百円
	五万二千四百円	一万三千五百円
	六万九千六百円	一万七千五百円
第一項第五号ロ(3)	八万八千円	二万二千元
	二万五千五百円	六千五百円
	一万六千円	四千元
第一項第一号	八千円	二千元
	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
	六千三百円	千六百元
第二項第一号	五千二百円	千三百円
第二号	六千三百円	千六百元
	八千円	二千元

3| 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第百十五条第一項第一号イ及び第四号イの規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附

6| 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第百十五条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附

則第五条の二第六項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第七項に規定するもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの

則第五条の二第十一項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第十二項に規定するもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第十三項に規定するもの

第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八 百円	七千円
	一万五千七 百円	八千円
	一万七千九 百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六 百円	一万二千元
	二万七千二 百円	一万四千元
	四万七百元	二万五百円
第四号イ	四千五百円	二千五百円

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の広島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、令和五年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十八条の三の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

二 専決処分年月日

令和五年三月三十一日

(提案理由)

地方税法等の一部が改正され、個人の県民税、不動産取得税及び自動車税等に関する改正規定が、一部の規定を除き令和五年四月一日から施行されるため、広島県条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をしたので、今回報告し、県議会の承認を求めらる。



報第八号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税  
に関する条例等の一部改正について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、次のとおり専決処分をしたから、同条第三項の規定により報告し、県議会の承認を求める。  
令和五年五月九日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 専決処分の内容

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例等の一部を  
改正する条例

（半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第一条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十二年  
広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよ  
うに改正する。

改正後	改正前
<p>（事業税、不動産取得税及び固定資産税の不 均一課税） 第二条 法第九条の五第一項に規定する認定産 業振興促進計画に記載された法第九条の第二 項第四号に掲げる計画期間（以下「計画期 間」という。）の初日から令和七年三月三十 一日までの間（計画期間の末日が同月三十 一日前である場合には当該計画期間とし、同日 前に半島振興対策実施地域に該当しないこと となった地区については、計画期間の初日か らその該当しないこととなった日までの間と する。）に、半島振興対策実施地域内におい て特別償却設備を新設し、又は増設した者に 対しては、次の各号に掲げる税目につき、そ れぞれ当該各号に定める税率により課税する。 一（略） 二 不動産取得税 新設又は増設に係る特別 償却設備である家屋及びその敷地である土 地の取得（計画期間の初日以後の取得に限 り、かつ、土地の取得については、その取 得の日の翌日から起算して一年以内に当該 土地を敷地とする当該家屋の建設の着手が あつた場合における当該土地の取得に限る。 ）に対して課する不動産取得税の税率は、 県税条例第五十八条の規定にかかわらず、 次に掲げる取得する不動産の区分に応じ、 それぞれ次に定める率とする。</p>	<p>（事業税、不動産取得税及び固定資産税の不 均一課税） 第二条 半島振興対策実施地域内において特別 償却設備を新設し、又は増設した者に対 しては、次の各号に掲げる税目につき、それ ぞれ当該各号に定める税率により課税する。 一（略） 二 不動産取得税 新設又は増設に係る特別 償却設備である家屋及びその敷地である土 地の取得（法第九条の五第一項に規定する 認定産業振興促進計画に記載された法第九 条の二第二項第四号に掲げる計画期間（以 下「計画期間」という。）の初日以後の取 得に限り、かつ、土地の取得については、 その取得の日の翌日から起算して一年以 内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設 の着手があつた場合における当該土地の取 得に限る。）に対して課する不動産取得税 の税率は、県税条例第五十八条の規定にか</p>

三 (略)

2 (略)

3 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成五年広島県条例第十九号)第二条第一項若しくは地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成二十七年広島県条例第四十四号)以下この項において「地域条例」という。)第二条第一項の規定により課税免除された場合又は地域条例第四条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

三 (略)

2 (略)

3 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成五年広島県条例第十九号)第二条第一項、地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成二十七年広島県条例第四十四号)以下この項において「地域条例」という。)第二条第一項若しくは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例(令和三年広島県条例第十五号)第三条第一項の規定により課税免除された場合又は地域条例第四条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

(離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第二条 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成五年広島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除)</p> <p>第二条 法第二条第二項の規定による公示の日(その日が平成五年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から令和七年三月三十一日までの間に、離島振興対策実施地域のうち法第四条第一項に規定する離島振興計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業の振興を促進する区域(以下「産業振興促進区域」という。)内において特別償却設備を新設し、又は増設した者に対しては、次の各号に掲げる税目につき、それぞれ当該各号に定める額を課税しないものとする。ただし、事業税については当該課税しない最初の年度以降三箇年度、固定資産税については地方税法第三百四十二条の規定によって市町が特別償却設備に対し、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以降三箇年度のものに限る。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>2 産業振興促進区域内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人(過疎地域の持</p>	<p>(事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除)</p> <p>第二条 離島振興対策実施地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した者に対しては、次の各号に掲げる税目につき、それぞれ当該各号に定める額を課税しないものとする。ただし、事業税については当該課税しない最初の年度以降三箇年度、固定資産税については地方税法第三百四十二条の規定によって市町が特別償却設備に対し、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以降三箇年度のものに限る。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>2 離島振興対策実施地域内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人でその者又</p>

3  
 3 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十四号。以下この項において「地域条例」という。）第二条第一項の規定により課税免除された場合又は半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十二年広島県条例第一号）第二条第一項若しくは地域条例第四条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

4  
 3 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十四号。以下この項において「地域条例」という。）第二条第一項若しくは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例（令和三年広島県条例第十五号）第二条第二項の規定により個人を除く。）でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものについて、公示日の属する年以後の各年のその者のこれらの事業による所得金額に対して課すべき事業税を課税しないものとする。ただし、当該課税しない最初の年度以降五箇年度のものに限る。

3  
 3 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十四号。以下この項において「地域条例」という。）第二条第一項若しくは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例（令和三年広島県条例第十五号）第二条第二項の規定により個人を除く。）でその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものについて、法第二条第二項の規定により離島振興対策実施地域として公示された日の属する年以後の各年のその者のこれらの事業による所得金額に対して課すべき事業税を課税しないものとする。ただし、当該課税しない最初の年度以降五箇年度のものに限る。

4  
 3 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十四号。以下この項において「地域条例」という。）第二条第一項若しくは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例（令和三年広島県条例第十五号）第二条第二項の規定により個人を除く。）でその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものについて、法第二条第二項の規定により離島振興対策実施地域として公示された日の属する年以後の各年のその者のこれらの事業による所得金額に対して課すべき事業税を課税しないものとする。ただし、当該課税しない最初の年度以降五箇年度のものに限る。

附則  
 3  
 3 この条例は、令和十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

附則  
 3  
 3 この条例は、平成三十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部改正）  
 第三条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例（令和三年広島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成二十七年広島県条例第四十四号。以下この項において「地域条例」という。)第二条第一項の規定により課税免除された場合又は地域条例第四条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

(事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成五年広島県条例第十九号。以下「離島条例」という。)第二条第一項若しくは地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成二十七年広島県条例第四十四号。以下この項において「地域条例」という。)第二条第一項の規定により課税免除された場合又は半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(昭和三十二年広島県条例第一号)第二条第一項若しくは地域条例第四条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

5 第二項の規定は、同項に規定する者が、離島条例第二条第二項の規定により課税免除された場合には、適用しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(この条において「新半島条例」という。)第二条の規定は、令和五年四月一日(以下「施行日」という。)以後に新半島条例第一条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例第一条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

(離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置等)

第三条 第二条の規定による改正後の離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(以下「新離島条例」という。)第二条第一項の規定は、施行日以後に新離島条例第一条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に適用し、施行日前に第二条の規定による改正前の離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(以下「旧離島条例」という。)第一条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧離島条例第二条第二項に規定する事業を行う個人について、当該事業による所得金額に対して課すべき事業税があるときは、第二条の規定による改正にかかわらず、なお従前の例による。

3 離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画（以下「離島振興計画」という。）が定められた日（当該計画が変更された場合は変更された日。以下この項において同じ。）から三十日を経過する日以前に、新離島条例第三条に規定する申請期限又は申告期限を経過した場合においては、同条の規定にかかわらず、これらの期限は離島振興計画が定められた日から三十日以内とする。

（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例（以下「新過疎条例」という。）第三条第一項の規定は、施行日以後に新過疎条例第三条第一項に規定する特別償却設備の取得等をした者に適用し、施行日前に特別償却設備の取得等をした者については、なお従前の例による。

2 新過疎条例第三条第二項の規定は、施行日以後に新たに同条第二項に規定する業を行う者に対して課すべき事業税に適用し、施行日前に同項に規定する業を行う者に対して課すべき事業税については、なお従前の例による。

## 二 専決処分年月日

令和五年三月三十一日

(提案理由)

半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部が改正され、令和五年四月一日から施行されたことを踏まえ、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例等の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をしたので、今回報告し、県議会の承認を求める。